新旧対照表

(新)	(旧)
第8条 差押命令等 当社は、本預金取引に対して仮差押または差押の命令が当社に送達された場合、 お客さまに対する事前の通知等を行わず、当社所定の方法により当該定期預金を	(新設)
取り扱うことができるものとします。	
第9条 規定の準用 (省略)	第8条 規定の準用 (省略)
第10条 規定の変更 (省略)	第9条 規定の変更 (省略)